

○厚生労働省告示第三百四十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、平成三十年十一月二十九日（粗製海水塩化マグネシウムにあっては、厚生労働大臣の定める日）までに製造され、加工され、又は輸入される添加物については、なお従前の例によることができる。

平成二十九年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

（「次のよう」は省略し、改正全文を厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）